

松 山 大 学 論 集
第 29 卷 第 2 号 抜 刷
2 0 1 7 年 6 月 発 行

中 華 人 民 共 和 国 民 法 總 則

錢 偉 榮

翻 訳

中華人民共和國民法総則

銭 偉 栄

〔凡例〕

- ① 以下に掲げるものは2017年3月15日に北京市で開かれた第12期全国人民代表大会（国会に相当。以下、「全人代」という）第5回会議で採択された中華人民共和國民法総則（中華人民共和國主席令第66号同日公布、同年10月1日施行。以下、「中国民法総則」という）の翻訳である。原典は、2017年3月15日に中国人大網に掲載されたものを使用した。http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/15/content_2018907.htm
- ② 翻訳を補う場合には、[] を使った。
- ③ 原典中、本文と但書の区切りに、「,」と「。」の両方が使われているが、これを「。」に統一した。
- ④ 原典の本文中、セミコロン「;」が使われているが、前後文の関係性や疑義を生じることの有無などを考慮しながら、適宜、句点「。」または読点「,」を使うことにした。
- ⑤ 原典中、号と号の区切りに、セミコロン「;」が使われているが、適宜、これを省略するか、句点「。」を使うことにした。
- ⑥ 条名に使われている漢数字を算用数字に改めた。
- ⑦ 条文が2つ以上の項からなっているときは、各項の冒頭に①②③などの項番号を付した。
- ⑧ 原典中の号に付されている（一）（二）（三）などの番号を一二三に改めた。
- ⑨ 原典に付されている目次の章名または節名の後ろにそれぞれの章または節に含まれる条数の範囲を抽出して付け加えた。

1) 中国民法総則の日本語訳として、朱擘＝小田美佐子訳「中華人民共和國民法総則」（法律時報89巻5号（2017年））が公表されている。

目次

- 第一章 基本規定（1条-12条）
- 第二章 自然人
 - 第一節 民事権能力と民事行為能力（13条-25条）
 - 第二節 監護（26条-39条）
 - 第三節 失踪宣告及び死亡宣告（40条-53条）
 - 第四節 個人工商業者及び農村請負経営者（54条-56条）
- 第三章 法人
 - 第一節 一般規定（57条-75条）
 - 第二節 営利法人（76条-86条）
 - 第三節 非営利法人（87条-95条）
 - 第四節 特別法人（96条-101条）
- 第四章 非法人組織（102条-108条）
- 第五章 民事上の権利（109条-132条）
- 第六章 民事法律行為
 - 第一節 一般規定（133条-136条）
 - 第二節 意思表示（137条-142条）
 - 第三節 民事法律行為の効力（143条-157条）
 - 第四節 条件付きと期限付きの民事法律行為（158条-160条）
- 第七章 代理
 - 第一節 一般規定（161条-164条）
 - 第二節 委任による代理（165条-172条）
 - 第三節 代理の消滅（173条-175条）
- 第八章 民事責任（176条-187条）
- 第九章 訴訟時効（188条-199条）
- 第十章 期間の計算（200条-204条）
- 第十一章 附則（205条-206条）

第一章 基本規定

第1条 民事主体の合法的権利利益を保護し、民事関係を調整し、社会及び経済の秩序を維持するとともに、中国特色のある社会主義の発展の要求に応え、社会主義の核心的価値観を發揚するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条 民法は、平等な主体である自然人、法人及び非法人組織間の人格・身分²⁾の關係と財産關係を調整する。

第3条 民事主体の人格・身分上の權利、財産上の權利及びその他の合法的な權利利益は、法律による保護を受け、いかなる組織又は個人もこれを侵してはならない。

第4条 民事主体の民事活動における法律上の地位は、すべて平等である。

第5条 民事主体は、民事活動を行うに際して、自由意思の原則に従い、自己の意思に基づき、民事法律關係を形成、変更し、消滅させなければならない。

第6条 民事主体は、民事活動を行うに際して、公平の原則に従い、各当事者の權利と義務を合理的に定めなければならない。

第7条 民事主体は、民事活動を行うに際して、信義誠実の原則に従い、誠意を持ち、約束を堅く守らなければならない。

第8条 民事主体は、民事活動を行うに際して、法律に反してはならず、公序良俗に反してはならない。

第9条 民事主体は、民事活動を行うに際して、資源の節約及び生態環境の保護に役立つようにしなければならない。

第10条 民事紛争の処理は、法律に従ってしなければならない。法律に規定がないときは、慣習によることができる。ただし、公序良俗に反してはならない。

第11条 民事關係について、その他の法律に特別の規定があるときは、その規定による。

2) 原典中の「人身關係」とは、「權利者の人格と身分から生じた、直接には經濟的内容を有しない社會關係」(中国政法大学民法教研室編『中華人民共和國民法通則講話』(中国政法大学出版社、1986年)20頁〔史越・楊振山執筆〕)であり、人格(權)關係と身分(權)關係の両方を含むものと解されるのが一般的である。これについて、佟柔主編『中国民法』(法律出版社、1990年)5頁〔佟柔執筆〕、馬俊駒=余延滿『民法原論(上)』(法律出版社、1998年)13頁、魏振瀛主編『民法』(北京大学出版社・高等教育出版社、2000年)4頁〔魏振瀛執筆〕、劉凱湘主編『民法学(修訂本)』(中国法制出版社、2004年)6頁〔劉凱湘執筆〕、王利明主編『民法(第2版)』(中国人民大学出版社、2006年)9頁〔王利明執筆〕ほか参照。

第12条 中華人民共和国領域内で行われる民事活動については、中華人民共和国の法律を適用する。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第二章 自 然 人

第一節 民事権利能力と民事行為能力

第13条 自然人は、出生の時から死亡の時までに民事権利能力を有し、法により、民事上の権利を享有し、民事上の義務を負う。

第14条 自然人の民事権利能力は、すべて平等である。

第15条 自然人の出生時間と死亡時間は、出生証明、死亡証明に記載された時間を基準とする。出生証明、死亡証明がないときは、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載された時間を基準とする。前記の記載時間を覆すに足りるその他の証拠があるときは、当該証拠によって証明された時間を基準とする。

第16条 遺産相続、受贈等胎児の利益の保護にかかわる事項については、胎児は、民事権利能力を有する者とみなす。ただし、胎児が死んで生まれたときは、その民事権利能力は、初めから存在しなかったものとする。

第17条 満18歳以上の自然人は、成年者とする。満18歳未満の自然人は、未成年者とする。

第18条① 成年者は、完全民事行為能力者であり、単独で民事法律行為をすることができる。

② 満16歳以上の未成年者であって、自己の労働収入を主な生活収入源とする者は、完全民事行為能力者とみなす。

第19条 満8歳以上の未成年者は制限民事行為能力者とし、その民事法律行為は、その法定代理人が代理してするか、又はその法定代理人の同意を得てし若しくはその追認を要するものとする。ただし、単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力に相応する民事法律行為は、単独ですることができる。

第 20 条 満 8 歳未満の未成年者は民事行為無能力者とし、その民事法律行為は、その法定代理人が代理してするものとする。

第 21 条① 自己の行為を弁識することができない成年者は民事行為無能力者とし、その民事法律行為は、その法定代理人が代理してするものとする。

② 満 8 歳以上の未成年者であつて、自己の行為を弁識することができない者については、前項の規定を適用する。

第 22 条 自己の行為を不完全にしか弁識することができない成年者は制限民事行為能力者とし、その民事法律行為は、その法定代理人が代理してするか、又はその法定代理人の同意を得てし若しくはその追認を要するものとする。ただし、単に利益を得る民事法律行為又はその知力、精神的健康状態に相応する民事法律行為は、単独ですることができる。

第 23 条 民事行為無能力者及び制限民事行為能力者の監護人は、その法定代理人とする。

第 24 条① 自己の行為を弁識することができないか又は不完全にしか弁識することができない成年者について、その利害關係人又は關係組織は、人民法院に当該成年者を民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と認めるよう申し立てることができる。

② 人民法院に民事行為無能力者又は制限民事行為能力者と認められた者について、本人、その利害關係人又は關係組織の申立てにより、人民法院は、その知力、精神健康の回復状況に応じて、当該成年者を制限民事行為能力又は完全な民事行為能力を回復した者と認めることができる。

③ 本条に定める關係組織は、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女連合会、障害者連合会、法により設立された老年者組織及び民政部門等を含む。

第 25 条 自然人については、戸籍登記又はその他の有効な身分登記に記載された居所をその住所とする。經常的居住地が住所と一致しないときは、經常的居住地をその住所とみなす。

第二節 監 護

第26条① 父母は、その未成年の子の扶養、教育及び保護をする義務を負う。

② 成年の子は、その父母の扶養、扶助及び保護をする義務を負う。

第27条① 父母は、未成年の子の監護人となる。

② 未成年者の父母が既に死亡し、又は監護能力を有しないときは、次に掲げる者のうち、監護能力を有する者がその順序によりその監護人となる。

一 父方の祖父母、母方の祖父母

二 兄、姉

三 その他監護人となる意思を有する個人又は組織。ただし、未成年者の住所地にある住民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を得なければならない。

第28条 民事行為能力がない又は民事行為能力を制限される成年者について、次に掲げる者のうち、監護能力を有する者がその順序に従ってその監護人となる。

一 配偶者

二 父母、子

三 その他の近親者

四 その他監護人となる意思を有する個人又は組織。ただし、被監護人の住所地にある住民委員会、村民委員会又は民政部門の同意を得なければならない。

第29条 被監護人の父母が監護人であるときは、遺言によって監護人を指定することができる。

第30条 法により監護人となる資格を有する者は、相互間の協議によって監護人を定めることができる。協議によって監護人を定めるときは、被監護人の真の意向を尊重しなければならない。

第31条① 監護人を定めることについて争いがある場合において、被監護人の住所地にある住民委員会、村民委員会又は民政部門が監護人を指定するも

のとし、関係当事者がその指定に不服があるときは、人民法院に監護人の指定を申し立てることができる。関係当事者は、直接に、人民法院に監護人の指定を申し立てることもできる。

- ② 住民委員会、村民委員会、民政部門又は人民法院は、被監護人の真の意向を尊重し、被監護人に最有利の原則に従い、法により監護人となる資格を有する者の中から監護人を指定しなければならない。
- ③ 本条第1項によって監護人が指定されるまでに、被監護人の人格・身分上の権利、財産上の権利及びその他の合法的な権利利益がこれを保護する者がいない状態にあるときは、被監護人の住所地にある住民委員会、村民委員会、法律が定める関係組織又は民政部門がその臨時監護人となる。
- ④ 監護人が指定されたときは、無断でこれを変更することができない。無断で変更したときは、指定を受けた監護人は、その責任を免れない。

第32条 法により監護人となる資格を有する者がいないときは、民政部門が監護人となるが、被監護人の住所地にある住民委員会、村民委員会であって、監護の職務遂行に必要な条件が整っているものができる。

第33条 完全な民事行為能力を有する成年者は、その近親者その他監護人となる意思を有する個人又は組織とあらかじめ協議した上、書面によって、自己の監護人を定めることができる。協議によって定められた監護人は、当該成年者がその民事行為能力の全部又は一部を喪失したときは、その監護の職務を遂行するものとする。

第34条① 監護人は、被監護人を代理して民事法律行為をし、被監護人の人格・身分上の権利、財産上の権利及びその他の合法的な権利利益等を保護することをその職務とする。

- ② 監護人が法により監護の職務を遂行することによって生じる権利は、法律による保護を受ける。
- ③ 監護人が監護の職務を遂行せず又は被監護人の合法的な権利利益を侵害したときは、法的責任を負わなければならない。

第35条① 監護人は、被監護人に最有利の原則に従って監護の職務を遂行しなければならない。監護人は、被監護人の利益を保護するためにする場合を除き、被監護人の財産を処分することができない。

② 未成年者の監護人は、その監護の職務を遂行し、被監護人の利益にかかわる決定をするときは、被監護人の年齢及び知力を考慮し、被監護人の真の意向を尊重しなければならない。

③ 成年者の監護人は、その監護の職務を遂行するときは、被監護人の真の意向を最大限に尊重し、被監護人がその知力、精神的健康状態に相応する民事法律行為をすることを保障し、かつ、それに協力しなければならない。被監護人が単独で処理することができる事務について、監護人は、それに干渉してはならない。

第36条① 監護人に次に掲げるいずれかの事情が生じたときは、人民法院は、関係する個人又は組織の申立てにより、その者の監護人となる資格を取り消した上、必要とされる一時的監護措置を講じ、かつ、被監護人に最有利の原則に従って、法により監護人を指定するものとする。

一 被監護人の心身の健康を著しく損なう行為をしたこと。

二 監護の職務の遂行を怠り、又は監護の職務を遂行することができないにもかかわらずその監護の職務の一部又は全部を他人に委任することを拒絶し、それによって被監護人が危急困窮の状態に陥ったこと。

三 その他被監護人の合法的な権利利益を著しく侵害する行為をしたこと。

② 本条に定める関係する個人又は組織は、その他法により監護人となる資格を有する者、住民委員会、村民委員会、学校、医療機構、婦女連合会、障害者連合会、未成年者保護組織、法により設立された老年人組織、民政部門等を含む。

③ 前項に定める個人又は民政部門以外の組織が、速やかに監護人となる資格の取消しを人民法院に申し立てなかったときは、民政部門は、人民法院にその申立てをしなければならない。

第 37 条 法により被監護人の扶養料³⁾を負担すべき父母、子、配偶者等は、人民法院によって監護人となる資格を取り消された後においても、なおその負担すべき義務を履行しなければならない。

第 38 条 被監護人の父母又は子が人民法院によってその監護人となる資格を取り消された後、被監護人に対して故意の犯罪を実行した場合を除き、確かに悔い改める態度を示したときは、その者の申立てにより、人民法院は、被監護人の真の意向を尊重することを前提に、状況に応じてその者の監護人となる資格を回復することができ、人民法院が指定した監護人と被監護人との間の監護関係は、これと同時に消滅する。

第 39 条① 次に掲げるいずれかの事由があるときは、監護関係は消滅する。

- 一 被監護人が完全な民事行為能力を取得し、又は回復したこと。
- 二 監護人が監護能力を喪失したこと。
- 三 被監護人又は監護人が死亡したこと。
- 四 その他監護関係を消滅させる事由として人民法院が認めるもの。

② 監護関係消滅後、被監護人が引き続き監護を要するときは、法により、改めて監護人を定めなければならない。

第三節 失踪宣告及び死亡宣告

第 40 条 自然人が行方不明にあってから満 2 年になったときは、利害関係人は、人民法院にその者を失踪者と宣告することを申し立てることができる。

第 41 条 自然人の行方不明期間は、その者が音信不通になった日から起算する。戦争期間中に行方不明になった場合の行方不明期間は、戦争終結の日又は関係機関によって確定された行方不明になった日から起算する。

3) 原典では、「撫養費」(父母等が未成年の子に支払うもの)、「贍養費」(子が父母に支払うもの)および「扶養費」(夫婦間または兄弟姉妹間に支払うもの)の使い分けをしている。ただ、「扶養費」は広義の意味(「撫養費」と「贍養費」を含む)で使われる場合もある(民法通則 148 条、相続法 5 条・10 条など)ので、ここでは単に扶養料と訳した。

第42条① 失踪者の財産は、その配偶者、成年の子、父母又はその他財産管理人となる意思を有する者がそれに代わって管理する。

② 代理管理につき争いがあるとき、前項に定める者がいないとき、又は前項に定める者が代理管理の能力を有しないときは、人民法院によって指定された者がそれに代わって管理する。

第43条① 財産管理人は、失踪者の財産を適切に管理し、その財産上の権利利益を保護しなければならない。

② 失踪者の未納税金、債務及び支払うべきその他の費用については、財産管理人は、失踪者の財産の中からこれを支弁する。

③ 財産管理人は、その故意又は重大な過失によって失踪者に財産上の損失を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。

第44条① 財産管理人が代理管理の職務を遂行しないとき、失踪者の財産上の権利利益を侵害したとき、又は代理管理の能力を喪失したときは、失踪者の利害関係人は、人民法院に財産管理人の変更を申し立てることができる。

② 財産管理人は、正当な理由があるときは、人民法院に財産管理人の変更を申し立てることができる。

③ 人民法院が財産管理人を変更したときは、変更後の財産管理人は、原財産管理人に対して、速やかに関連財産を引き渡し、かつ、財産管理状況について報告することを求めることができる。

第45条① 失踪者が再び現れたときは、本人又は利害関係人の申立てにより、人民法院は、その失踪宣言を取り消さなければならない。

② 失踪者が再び現れたときは、財産管理人に対して、速やかに関連財産を引き渡し、かつ、財産管理状況について報告することを求めることができる。

第46条① 自然人が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、利害関係人は、人民法院に当該自然人について死亡宣言をするよう申し立てることができる。

- 一 行方不明になってから満4年になったとき。
 - 二 不慮の事故によって行方不明になってから満2年になったとき。
- ② 不慮の事故によって行方不明になった場合において、関係機関によって当該自然人の生存可能性がないと証明されたときは、死亡宣告の申し立ては、2年の期間の制限を受けない。

第47条 同一の自然人について、その死亡宣告の申立てをする利害関係人とその失踪宣告の申立てをする利害関係人がいるときは、この法律に定める死亡宣告の要件を満たす限り、人民法院は、その死亡宣告をしなければならない。

第48条 死亡宣告を受けた者について、人民法院が死亡宣告の判決をした日をもってその死亡の日とみなす。不慮の事故によって行方不明になったために死亡宣告を受けたときは、不慮の事故が発生した日をもってその死亡の日とみなす。

第49条 死亡宣告を受けた自然人が死亡していないときは、当該自然人が死亡宣告を受けていた間にした民事法律行為は、その効力を妨げられない。

第50条 死亡宣告を受けた者が再び現れたときは、本人又は利害関係人の申し立てにより、人民法院は、その死亡宣告を取り消さなければならない。

第51条 死亡宣告を受けた者の婚姻関係は、死亡宣告を受けた日から消滅する。死亡宣告の取消しがあったときは、婚姻関係は、死亡宣告の取消しがあった日から自動的に回復するものとする。ただし、その配偶者が再婚した場合、又は書面により、その回復を望まないことを婚姻登記機関に声明した場合は除く。

第52条 死亡宣告を受けた者は、その死亡宣告を受けていた間に他人が法によりその子を養子として引き取ったときは、死亡宣告を取り消された後、本人の同意を得ていないことを理由に養子縁組関係の無効を主張することができない。

第53条① 死亡宣告の取消しを受けた者は、相続法に従ってその財産を取得

した民事主体に対し、その財産の返還を請求することができる。その返還をすることができないときは、適當の補償をしなければならない。

- ② 利害関係人が真相を隠したために他人が死亡宣告を受け、それによってその財産を取得したときは、その財産を返還するほか、それによって生じた損失を賠償する責任を負わなければならない。

第四節 個人工商業者及び農村請負経営者

第54条 工商業を営む自然人は、法により登記をしたときは、個人工商業者とする。個人工商業者は、屋号を称することができる。

第55条 農村集団経済組織の構成員は、法により農村土地請負経営権を取得して家族請負経営を行うときは、農村請負経営者とする。

第56条① 個人工商業者の債務について、個人経営であるときは、その個人の財産をもってこれを負担し、家族経営であるときは、家族の財産をもってこれを負担し、そのいずれであるかを区別することができないときは、家族の財産をもってこれを負担する。

- ② 農村請負経営者の債務について、農村土地請負経営を行う農家の財産をもってこれを負担し、事実上農家の一部の構成員が経営を行うときは、当該一部構成員の財産をもってこれを負担する。

第三章 法 人

第一節 一般規定

第57条 法人は、民事権利能力と民事行為能力を有し、法により単独で民事上の権利を有し、民事上の義務を負担する組織である。

第58条① 法人は、法により成立するものでなければならない。

- ② 法人は、自己の名称、組織機構、住所及び財産又は資金を有しなければならない。法人の成立に関する具体的な要件及び手続は、法律、法規命令の規定による。

③ 法人の設立について、法律、法規命令に係る機関の許可を得るべき旨の定めがあるときは、その定めるところによる。

第59条 法人の民事権利能力と民事行為能力は、法人の成立時に発生し、法人の終了時に消滅する。

第60条 法人は、その全部の財産をもって単独で民事責任を負う。

第61条① 法律又は法人の定款の規定により法人を代表して民事活動を行う責任者は、法人の法定代表者とする。

② 法定代表者が法人の名で民事活動を行ったときは、その法律上の効果は、法人に帰属する。

③ 法人の定款又は法人の権力機関⁴⁾が法定代表者の代表権に加えた制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第62条① 法定代表者がその職務を執行することによって他人に損害を加えたときは、法人は、その民事責任を負う。

② 民事責任を負担した法人は、法律又は法人の定款の定めるところに従い、過失のある法定代表者に求償することができる。

第63条 法人は、その主たる事務所の所在地を住所とする。法により法人の登記をすることを要するときは、その主たる事務所の所在地を住所として登記しなければならない。

第64条 法人は、その存続期間中に登記事項に変更が生じたときは、法により登記機関に変更登記を申請しなければならない。

第65条 法人の実情が登記された事項に一致しないときは、善意の相手方に対抗することができない。

第66条 登記機関は、法により速やかに法人の登記に関する情報を公示しなければならない。

第67条① 法人の合併があったときは、その権利と義務は、合併後の法人が

4) 法人の最高意思決定機関。

それを享有し、負担する。

- ② 法人の分割があったときは、その権利と義務について、分割承継法人が連帯債権を有し、連帯義務を負担するものとする。ただし、債権者と債務者の間に別段の定めがある場合は除く。

第68条① 法人は、次に掲げるいずれかの事由があり、かつ、法により清算を結了し、登記を抹消したときに消滅する。

- 一 法人の解散。
- 二 法人が破産宣告を受けたこと。
- 三 法律が定めるその他の事由。

- ② 法人の消滅について、法律、法規命令に関係機関の許可を得なければならぬ旨の定めがあるときは、その定めるところによる。

第69条 次に掲げるいずれかの場合には、法人は、解散する。

- 一 法人の定款に定める存続期間が満了し、又は法人の定款が定めるその他の解散事由が生じたとき。
- 二 法人の権力機関が解散の決議をしたとき。
- 三 法人の合併又は分割によって解散を要するとき。
- 四 法人が、法により営業許可書を取り消され、登記証書を強制返納させられ、閉鎖を命ぜられ又は廃止されたとき。
- 五 法律が定めるその他の事情があるとき。

第70条① 法人が解散したときは、合併又は分割の場合を除き、清算義務者は、速やかに、清算チームを設置して清算しなければならない。

- ② 法人の董事⁵⁾、理事等執行機関又は政策決定機関⁶⁾の構成員は、清算義務者である。法律、法規命令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- ③ 清算義務者が速やかに清算義務を履行しなかったことによって損害を生じ

5) 取締役等に相当する。

6) 意思決定機関ともいう。

たときは、民事責任を負わなければならない。〔この場合において、〕主管機関又は利害関係人は、人民法院に關係者を指名して清算チームを設置し、清算させることを申し立てることができる。

第71条 法人の清算手続及び清算チームの職権は、關係法律の規定による。規定がないときは、会社法の關係規定を参照して適用する。

第72条① 法人は、その清算期間中、なお存続する。ただし、清算に關係しない活動を行うことができない。

② 法人清算後の残余財産は、法人の定款の定め又は法人の権力機関の決議に従って処理する。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

③ 法人は、清算が終了し、かつ、法人登記の抹消を終えた時に消滅する。法により法人登記を要しないときは、法人は、清算が終了した時に消滅する。

第73条 法人が破産宣告を受けたときは、法人は、法により破産手続による清算を行い、かつ、法人登記の抹消を終えた時に消滅する。

第74条① 法人は、法により支店を設立することができる。法律、法規命令に支店は登記をすべき旨の定めがあるときは、その定めるところによる。

② 支店が自己の名で民事活動を行うことによって生じた民事責任は、法人がそれを負うものとする。先に当該支店の管理下にある財産をもって〔その責任を〕負い、不足部分について法人が負うとすることもできる。

第75条① 発起人が法人の設立のために行った民事活動について、その法律上の効果は、法人に帰属するものとする。法人が成立しなかったときは、その法律上の効果は発起人に帰属し、発起人が2人以上あるときは〔各自〕連帯債権を有し、連帯債務を負う。

② 発起人が法人の設立のために自己の名で民事活動を行ったことによって生じた民事責任について、第三者は、その選択に従い、法人又は発起人に対してその負担を請求することができる。

第二節 営利法人

第76条① 利益を得てこれを株主等出資者に配分することを目的として成立した法人は、営利法人とする。

② 営利法人は、有限責任会社、株式会社及びその他の企業法人等を含む。

第77条 営利法人は、法により登記をすることによって成立する。

第78条 法により設立した営利法人に対して、登記機関が営利法人営業許可証を発行する。営業許可書の発行日をもって営利法人の成立時とする。

第79条 営利法人を設立するときは、法により法人の定款を作成しなければならない。

第80条① 営利法人は、権力機関を置かなければならない。

② 権力機関は、法人の定款の改正、執行機関及び監督機関の構成員の選任又は改任並びに法人の定款が定めるその他の職権を行使する。

第81条① 営利法人は、執行機関を置かなければならない。

② 執行機関は、権力機関の会議の招集、法人の経営計画及び投資案の決定、法人の内部管理機構の設置の決定及び法人の定款に定めるその他の職権を行使する。

③ 執行機関が董事会又は執行董事であるときは、董事長、執行董事又は経理は、法人の定款の定めるところに従い、その法定代表者となる。董事会又は執行董事が置かれていないときは、法人の定款に定める主たる責任者がその執行機関及び法定代表者となる。

第82条 営利法人が監事会又は監事等監督機関を置いているときは、監督機関は、法により、法人の財務の検査、執行機関の構成員及び高級管理職による法人の職務の執行行為の監督、並びに法人の定款が定めるその他の職権を行使する。

第83条① 営利法人の出資者は、出資者の権利を濫用して法人又はその他の出資者の利益を侵害してはならない。出資者の権利を濫用することによって法人又はその他の出資者に損失を与えたときは、法により民事責任を負わな

なければならない。

- ② 営利法人の出資者は、法人の独立した地位と出資者の有限責任を濫用して法人の債権者の利益を侵害してはならない。法人の独立した地位と出資者の有限責任を濫用して債務を逃れ、それによって法人の債権者の利益を著しく侵害したときは、法人の債務について連帯責任を負わなければならない。

第84条 営利法人の支配出資者、事実上の支配者、董事、監事及び高級管理職は、その関連関係を利用して法人の利益を侵害してはならない。関連関係を利用して法人に損失を加えたときは、その賠償責任を負わなければならない。

第85条 営利法人の権力機関、執行機関が決議をしたときの会議の招集手続、表決方法が法律、法規命令、法人の定款に違反し、又は決議の内容が法人の定款に違反したときは、営利法人の出資者は、人民法院に当該決議の取消しを申し立てることができる。ただし、営利法人が当該決議に基づき善意の相手方と結んだ民事法律関係は、これにより妨げられない。

第86条 営利法人は、営業活動を行うに際して、商業道德を守り、取引の安全を保護し、政府及び社会の監督を受け入れ、社会的責任を果たさなければならない。

第三節 非営利法人

第87条① 公益の目的又はその他の非営利目的のために設立し、取得した利益をその出資者、発起人又は会員に分配しない法人は、非営利法人とする。

- ② 非営利法人は、事業単位、社会团体、基金会、社会服務機構等を含む。

第88条 法人の要件を具備し、経済社会の発展の要求に応え、公益サービスを提供するために設立する事業単位は、法により登記をすることによって成立し、事業単位法人の資格を取得する。法により法人登記をすることを要しないときは、その成立の日から事業単位法人の資格を有するものとする。

第89条 事業単位法人が理事会を置いているときは、法律に別段の定めがあ

る場合を除き、理事会をもってその政策決定機関とする。事業単位法人の法定代表者は、法律、法規命令又は法人の定款の定めるところに従って決まる。

第90条 法人の要件を具備し、会員の共通の意思に基づき、公益の目的又は会員の共通の利益等非営利の目的のために設立する社会団体は、法により登記をすることによって成立し、社会団体法人の資格を取得する。法により法人登記をすることを要しないときは、その成立の日から社会団体法人の資格を有するものとする。

第91条① 社会団体法人を設立するときは、法により法人の定款を作成しなければならない。

② 社会団体法人は、会員大会又は会員代表大会等権力機関を置かなければならない。

③ 社会団体法人は、理事会等執行機関を置かなければならない。理事長又は会長等責任者は、法人の定款の定めるところに従ってその法定代表者となる。

第92条① 法人の要件を具備し、公益の目的のために、寄付された財産をもって設立する基金会、社会服務機構等は、法により登記をすることによって成立し、寄付法人の資格を取得する。

② 法により設立する宗教活動施設は、法人の要件を具備するときは、法人登記の申請をして寄付法人の資格を取得することができる。法律、法規命令に宗教活動施設についての定めがあるときは、その定めるところによる。

第93条① 寄付法人を設立するときは、法により法人の定款を作成しなければならない。

② 寄付法人は、理事会、民主的管理組織等政策決定機関を置き、併せて執行機関を置かなければならない。理事長等責任者は、法人の定款の定めるところに従ってその法定代表者となる。

③ 寄付法人は、監事会等監督機関を置かなければならない。

第94条① 寄付者は、寄付法人に対し、寄付した財産の使用及び管理の状況について問い合わせ、併せて意見を述べ、提案を出すことができ、[これに対して、] 寄付法人は、速やかに、事実の通りに回答しなければならない。

② 寄付法人の政策決定機関、執行機関又は法定代表者が決定をしたときの手続が法律、法規命令、法人の定款に違反するとき、又は決定の内容が法人の定款に違反するときは、寄付者等利害関係人又は主管機関は、人民法院に当該決定の取消しを申し立てることができる。ただし、寄付法人が当該決定に基づき善意の相手方と結んだ民事法律関係は、これにより妨げられない。

第95条 公益の目的のために設立された非営利法人が消滅するときは、その出資者、発起人又は会員に残余財産を分配してはならない。その残余財産は、法人の定款の定め又は権力機関の決議に従って公益の目的のために用いなければならない。法人の定款の定め又は権力機関の決議に従ってそれを処理することができないときは、その主管機関の主導により、それを趣旨が同じか又は近い法人に譲渡し、かつ、その旨を社会に公告しなければならない。

第四節 特別法人

第96条 この節に定める機関法人、農村集団経済組織法人、都市及び農村の合作経済組織法人、基層住民自治組織法人は、特別法人とする。

第97条 独立した資金を有する機関及び行政機能を担う法定機構は、その成立の日から機関法人の資格を有し、その機能を遂行するために必要な民事活動を行うことができる。

第98条 機関法人が廃止されたときは、法人は消滅し、その民事上の権利及び義務は、それを引き継ぐ機関法人がそれを有し、負担するものとし、それを引き継ぐ機関法人がないときは、廃止の決定をした機関法人がそれを有し、負担するものとする。

第99条① 農村集団経済組織は、法により法人の資格を取得する。

② 法律、法規命令に農村集団経済組織についての定めがあるときは、その定

めるところによる。

第100条① 都市及び農村の合作経済組織は、法により法人の資格を取得する。

② 法律、法規命令に都市及び農村の合作経済組織についての定めがあるときは、その定めるところによる。

第101条① 住民委員会及び村民委員会は、基層住民自治組織法人の資格を有し、その機能を遂行するために必要な民事活動を行うことができる。

② 村に集団経済組織が設立されていないときは、村民委員会は、法により村の集団経済組織の機能を代行することができる。

第四章 非法人組織

第102条① 非法人組織は、法人の資格を有しないが、法により自己の名で民事活動を行うことができる組織である。

② 非法人組織は、個人独資企業、組合企業、法人の資格を有しない専門的なサービス提供機構等を含む。

第103条① 非法人組織は、法律の定めるところに従って登記をしなければならない。

② 非法人組織の設立について、法律、法規命令に関係機関の許可を得るべき旨の定めがあるときは、その定めるところによる。

第104条 非法人組織の財産が債務の弁済に足りないときは、その出資者又は発起人は、無限責任を負う。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第105条 非法人組織は、1人又は数人を決めて当該組織を代表して民事活動を行わせることができる。

第106条 次に掲げるいずれの場合には、非法人組織は、解散する。

一 定款に定める存続期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由があったとき。

二 出資者又は発起人が解散の決定をしたとき。

三 法律が定めるその他の場合。

第107条 非法人組織が解散したときは、法により清算をしなければならない。

第108条 非法人組織について、本章の規定を適用するほか、この法律の第三章第一節の関係規定を参照して適用する。

第五章 民事上の権利

第109条 自然人の人身の自由及び人格の尊厳は、法律による保護を受ける。

第110条① 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権及び婚姻の自主権等権利を有する。

② 法人及び非法人組織は、名称権、名誉権及び栄誉権等権利を有する。

第111条 自然人の個人情報、法律による保護を受ける。いかなる組織及び個人も、他人の個人情報を収集する必要があるときは、法によりそれ取得し、かつ、その情報の安全性を確保しなければならない、違法に他人の個人情報の収集、利用、加工又は伝播をしてはならず、違法に他人の個人情報の売買、提供又は公開をしてはならない。

第112条 自然人が婚姻、家族関係等によって生じた人格・身分上の権利は、法律による保護を受ける。

第113条 民事主体の財産上の権利は、法律による平等な保護を受ける。

第114条① 民事主体は、法により物権を享有する。

② 物権は、権利者が法により特定の物を直接に支配する排他的権利であり、所有権、用益物権及び担保物権を含む。

第115条 物は、不動産及び動産を含む。法律において権利を物権の客体とする旨が定められているときは、その定めるところによる。

第116条 物権の種類と内容は、法律がこれを定める。

第117条 公共の利益のために、法律に定める権限及び手続に従って不動産又

は動産の取用、使用をするときは、公平かつ合理的な補償をしなければならない。

第118条① 民事主体は、法により債権を享有する。

② 債権は、契約、不法行為、事務管理、不当利得及び法律のその他の規定により、権利者が特定の義務者に対して特定の行為をすること又はしないことを請求することができる権利である。

第119条 法により成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。

第120条 民事上の権利利益が侵害を受けたときは、権利被侵害者は、権利侵害者に対して、不法行為責任を負うよう請求することができる。

第121条 法定又は約定の義務なく他人の利益が損失を被ることを避けるために管理をした者は、受益者に対してこれによって支出した必要な費用の償還を請求することができる。

第122条 他人が法律上の根拠なく不当な利益を取得したときは、損失を被った者は、その者に対して不当な利益の返還を請求することができる。

第123条① 民事主体は、法により知的財産権を享有する。

② 知的財産権は、権利者が法により次に掲げる客体について有する専属的な権利である。

- 一 作品
- 二 発明、実用新案、外観設計
- 三 商標
- 四 地理的表示
- 五 商業上の秘密
- 六 集積回路図の設計
- 七 植物の新品種
- 八 法律が定めるその他の客体

第124条① 自然人は、法により相続権を有する。

② 自然人の合法的な私有財産は、法によりこれを相続することができる。

第 125 条 民事主体は、法により株主権及びその他出資による権利を有する。

第 126 条 民事主体は、法律に定めるその他の民事上の権利と利益を有する。

第 127 条 法律にデータ、ネット上のバーチャル財産の保護についての定めがあるときは、その定めるところによる。

第 128 条 未成年者、老年者、障害者、女性及び消費者等の民事上の権利の保護について、法律に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

第 129 条 民事上の権利は、民事法律行為、事実行為、法律が定める事件又は法律が定めるその他の方法により取得することができる。

第 130 条 民事主体は、自己の意思に基づき、法により民事上の権利を行使し、干渉を受けない。

第 131 条 民事主体は、その権利を行使するときは、法律の規定及び当事者の約定に基づく義務を履行しなければならない。

第 132 条 民事主体は、民事上の権利を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的な権利利益を害してはならない。

第六章 民事法律行為

第一節 一般規定

第 133 条 民事法律行為は、民事主体がその意思表示によって民事法律関係の発生、変更及び消滅を生じさせる行為である。

第 134 条① 民事法律行為は、双方又は多数の当事者の意思表示の合致によって成立することができるとともに、当事者一方の意思表示によっても成立することができる。

② 法人、非法人組織が法律又は定款に定める議事方法及び表決の手續に従って決議をしたときは、当該決議行為は、成立する。

第 135 条 民事法律行為は、書面、口頭又はその他の方式によってすることができる。法律、法規命令又は当事者が特定の方式によることを定めたときは、その特定の方式によってしなければならない。

第136条① 民事法律行為は、成立の時からその効力を生じる。ただし、法律に別段の規定がある場合又は当事者間に別段の約定がある場合は除く。

② 行為者は、法律の規定によるか又は相手方の同意を得た場合でなければ、無断で民事法律行為の変更又は解除をすることができない。

第二節 意思表示

第137条① 対話方式によってした意思表示は、相手方がその内容を知った時からその効力を生ずる。

② 非対話方式によってした意思表示は、相手方に到達した時からその効力を生ずる。非対話方式によってした電子文書による意思表示は、相手方が電子文書を受信するために特定のシステムを指定したときは、当該電子文書が当該特定のシステムに記録された時からその効力を生じ、特定のシステムを指定しなかったときは、相手方が、当該電子文書がそのシステムに記録されたことを知り又は知ることができた時からその効力を生ずる。電子文書による意思表示の効力発生時期について、当事者間に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第138条 相手方のいない意思表示は、その表示を完了した時からその効力を生じる。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第139条 公告によってした意思表示は、その公告を発する時からその効力を生ずる。

第140条① 行為者は、明示又は黙示的に意思表示をすることができる。

② 沈黙は、法律の規定若しくは当事者間の約定があり、又は当事者間の取引慣習に合致する場合に限り、それを意思表示とみなすことができる。

第141条 行為者は、その意思表示を撤回することができる。意思表示を撤回する旨の通知は、その意思表示が相手方に到達する前に又はその意思表示と同時に相手方に到達しなければならない。

第142条① 相手方のいる意思表示の解釈をするときは、用いられた文言に則

り、関係条項、行為の性質と目的、慣習及び信義誠実の原則に照らして、その意思表示の意味を確定させなければならない。

- ② 相手方のいない意思表示の解釈をするときは、単に用いられた文言に拘るべきではなく、関係条項、行為の性質と目的、慣習及び信義誠実の原則に照らして、行為者の真意を確定させなければならない。

第三節 民事法律行為の効力

第 143 条 次に定める要件を具備した民事法律行為は、有効とする。

- 一 行為者が相応の民事行為能力を有すること。
- 二 意思表示が真実であること。
- 三 法律、法規命令中の強行規定に違反せず、公序良俗に反しないこと。

第 144 条 民事行為無能力者がした民事法律行為は、無効とする。

第 145 条① 制限民事行為能力者がした単に利益を得る民事法律行為又はその年齢、知力、精神的健康状態に相応する民事法律行為は、有効とする。[その者が] したその他の民事法律行為は、その法定代理人から同意又は追認を得た場合に有効とする。

- ② 相手方は、法定代理人に対して、通知を受領した日から 1 か月以内に追認するよう催告することができる。法定代理人が表示をしなかったときは、追認を拒絶したものとみなす。民事法律行為が追認されるまでは、善意の相手方は、それを取り消す権利を有する。取消しは、通知によってしなければならない。

第 146 条① 行為者と相手方が虚偽の意思表示によってした民事法律行為は、無効とする。

- ② 虚偽の意思表示に隠された民事法律行為の効力は、関係法律の規定により定まる。

第 147 条 重大な錯誤に基づいて民事法律行為をしたときは、行為者は、その取消しを人民法院又は仲裁機構に請求することができる。

第148条 当事者一方の詐欺によって、相手方がその真意に反して民事法律行為をしたときは、被詐欺者は、その取消しを人民法院又は仲裁機構に請求することができる。

第149条 第三者がした欺罔行為によって、当事者の一方がその真意に反して民事法律行為をした場合において、相手方が当該欺罔行為を知り又は知ることができたときは、被詐欺者は、その取消しを人民法院又は仲裁機構に請求することができる。

第150条 当事者の一方又は第三者の強迫によって、相手方がその真意に反して民事法律行為をしたときは、被強迫者は、その取消しを人民法院又は仲裁機構に請求することができる。

第151条 当事者の一方が、相手方が窮状に陥ること、判断能力を欠くこと等に乗じて、民事法律行為の成立時にそれを明らかに公平を失するものにしたときは、損害を被った者は、その取消しを人民法院又は仲裁機構に請求することができる。

第152条① 次に掲げるいずれかの事由があるときは、取消権は消滅する。

一 当事者が取り消しうべき事由を知り又は知ることができた日から起算して1年以内、重大な錯誤に陥った当事者が取り消しうべき事由を知り又は知ることができた日から起算して3か月以内にその取消権を行使しなかったこと。

二 当事者が強迫を受けたときは、強迫行為が止んだ日から起算して1年以内にその取消権を行使しなかったこと。

三 当事者が取り消しうべき事由を知った後にその取消権を放棄することを明確に表示し、又は自己の行為をもって表明したこと。

② 当事者が民事法律行為をした日から起算して5年以内にその取消権を行使しなかったときは、取消権は消滅する。

第153条① 法律、法規命令中の強行規定に違反する民事法律行為は、無効とする。ただし、当該強行規定によって当該民事法律行為が無効にならない場

合は除く。

② 公序良俗に反する民事法律行為は、無効とする。

第154条 行為者が相手方と害意をもって通謀してした民事法律行為で、他人の合法的な権利利益を侵害するものは、無効とする。

第155条 無効とされ、又は取り消された民事法律行為は、初めから法的拘束力を有しない。

第156条 民事法律行為の一部無効がその他の部分の効力を妨げないときは、その他の部分は、なおその効力を有する。

第157条 民事法律行為が無効とされ、取り消され又は効力の不発生と確定されたときは、行為者は、当該行為によって取得した財産を返還しなければならないが、返還することができないとき又は返還することを要しないときは、これを換価して補償しなければならない。過失のある当事者は、相手方がそれによって被った損害を賠償しなければならないが、各当事者に過失があるときは、それぞれ応分の責任を負わなければならない。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第四節 条件付きと期限付きの民事法律行為

第158条 民事法律行為は、これに条件を付することができる。ただし、その性質上条件を付することを許さない場合は除く。停止条件付き民事法律行為は、その条件が成就した時にその効力を生ずる。解除条件付き民事法律行為は、その条件が成就した時にその効力を失う。

第159条 条件付き民事法律行為について、当事者が自己の利益のために不当にその条件の成就を妨げたときは、条件が成就したものとみなし、不当にその条件を成就させたときは、条件が成就しなかったものとみなす。

第160条 民事法律行為は、これに期限を付することができる。ただし、その性質上期限を付することを許さない場合は除く。始期付き民事法律行為は、その期限が到来した時にその効力を生ずる。終期付き民事法律行為は、その

期限が満了した時にその効力を失う。

第七章 代 理

第一節 一般規定

第161条① 民事主体は、代理人を通じて民事法律行為をすることができる。

② 法律の規定、当事者間の約定又は民事法律行為の性質により本人が自らしなければならないものとされる民事法律行為は、代理して行うことができない。

第162条 代理人がその代理権の範囲内において被代理人の名でした民事法律行為は、被代理人に対してその効力を生じる。

第163条① 代理は、委任による代理と法定代理を含む。

② 委任代理人は、被代理人の委任に基づいて代理権を行使する。法定代理人は、法律の規定に基づいて代理権を行使する。

第164条① 代理人は、その職務を遂行せず又はその遂行が不完全であったことにより被代理人に損害を生じたときは、民事責任を負わなければならない。

② 代理人が相手方と悪意をもって通謀して被代理人の合法的な権利利益を侵害したときは、代理人と相手方は、その連帯責任を負う。

第二節 委任による代理

第165条 委任による代理において代理権授与を書面によってするときは、授權委任状には、代理人の氏名又は名称、受任事項、権限及び期間を明記し、かつ、被代理人が署名又は押印をしなければならない。

第166条 同一の受任事項につき複数の代理人があるときは、共同してその代理権を行使しなければならない。ただし、当事者間に別段の定めがある場合は除く。

第167条 代理人が、受任事項が違法であることを知り若しくは知ることができたにもかかわらず代理行為を行い、又は被代理人が、代理人の代理行為が

違法であることを知り若しくは知ることができたにもかかわらず反対の表示をしなかったときは、被代理人と代理人は、その連帯責任を負う。

第168条① 代理人は、被代理人の名で、自己と民事法律行為をすることができない。ただし、被代理人の同意又は追認がある場合は除く。

② 代理人は、被代理人の名で、自己が同時に代理をしている他人と民事法律行為をすることができない。ただし、被代理人双方の同意又は追認がある場合は除く。

第169条① 代理人は、その代理につき第三者に再委任する必要があるときは、被代理人の同意又は追認を得なければならない。

② 再委任による代理が被代理人の同意又は追認を得たときは、被代理人は、その委任事務について、直接に再委任先の第三者に対して指示を与えることができ、代理人は、第三者の選任及び第三者に対する指示についてのみ責任を負う。

③ 再委任による代理が被代理人の同意又は追認を得ていないときは、代理人は、再委任先の第三者の行為について責任を負わなければならない。ただし、緊急を要する事情があつて代理人が被代理人の利益を保護するためにその代理につき第三者に再委任する必要がある場合は除く。

第170条① 法人又は非法人組織の職務を執行する者が、その職権の範囲内に属する事項について法人又は非法人組織の名で行った民事法律行為は、法人又は非法人組織に対してその効力を生ずる。

② 法人又は非法人組織がその職務を執行する者の職権の範囲に加えた制限は、善意の相手方に対抗することができない。

第171条① 行為者が代理権を有せず、代理権の範囲を超えて又は代理権が消滅した後に行つた代理行為は、被代理人の追認を得なければ、被代理人に対してその効力を生じない。

② 相手方は、被代理人に対して、通知を受領した日から1か月以内に追認するよう催告することができる。被代理人が表示をしなかったときは、追認を

拒絶したものとみなす。行為者が行った行為が追認されるまでは、善意の相手方は、それを取り消す権利を有する。取消しは、通知によってしなければならない。

- ③ 行為者が行った行為が追認されないときは、善意の相手方は、行為者に対して、債務の履行を請求するか又はそれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、賠償の範囲は、被代理人が追認をすれば相手方が得られるであろう利益を超えないものとする。
- ④ 行為者が代理権を有しないことを相手方が知り又は知ることができたときは、相手方と行為者は、各自の過失に応じてその責任を負う。

第172条 行為者が代理権を有せずに、代理権の範囲を超えて又は代理権が消滅した後に代理行為をした場合において、相手方が行為者の代理権があると信ずべき理由があるときは、その代理行為は、有効とする。

第三節 代理の消滅

第173条 次に掲げるいずれかの場合には、委任による代理は消滅する。

- 一 代理期間が満了し又は代理事務を終えたとき。
- 二 被代理人が委任を取り消し⁷⁾又は代理人が辞任したとき。
- 三 代理人が民事行為能力を喪失したとき。
- 四 代理人又は被代理人が死亡したとき。
- 五 代理人又は被代理人たる法人、非法人組織が消滅したとき。

第174条① 次に掲げるいずれかの場合には、被代理人が死亡した後に委任による代理人が行った民事法律行為は、有効とする。

- 一 被代理人が死亡したことを代理人が知らず、かつ、知ることができなかったとき。
- 二 被代理人の相続人が認めたととき。

7) 文理上、「解除する」という意味だろうか。

- 三 授權において代理権が代理事務を終えたときに消滅することを明らかにしたとき。
- 四 被代理人の死亡前にすでに行い、被代理人の相続人の利益のために代理を継続したとき。
- ② 被代理人たる法人又は非法人組織が消滅したときは、前項の規定を参照して適用する。
- 第 175 条 次に掲げるいずれかの事情があるときは、法定代理は終了する。
- 一 被代理人が完全な民事行為能力を取得し又は回復したこと。
 - 二 代理人が民事行為能力を喪失したこと。
 - 三 代理人又は被代理人が死亡したこと。
 - 四 法律が定めるその他の事情。

第八章 民事責任

- 第 176 条 民事主体は、法律の規定及び当事者間の約定に従って民事上の義務を履行し、民事責任を負わなければならない。
- 第 177 条 2人以上の者が法により分割責任を負うべき場合において、責任の割合を定めることができるときは、各自がそれに応じた責任を負い、責任の割合を定めることが困難であるときは、相等しくその責任を負う。
- 第 178 条① 2人以上の者が法により連帯責任を負うべきときは、権利者は、連帯責任者の一部又は全部に対してその責任を負うよう請求することができる。
- ② 連帯責任者の責任負担額は、各自の責任の割合に応じて定め、責任の割合を定めることが困難であるときは、相等しくその責任を負う。実際に自己の責任負担額を超えて責任を負担した連帯責任者は、他の連帯責任者に対して求償をすることができる。
- ③ 連帯責任は、法律又は当事者がこれを定める。
- 第 179 条① 民事責任の負担方法として主なものは、次に定める通りである。

- 一 侵害の停止
- 二 妨害の排除
- 三 危険の除去
- 四 財産の返還
- 五 原状回復
- 六 修理、再製作、取替え
- 七 追履行
- 八 損害賠償
- 九 違約金の支払い
- 十 影響の除去、名誉の回復
- 十一 謝罪

- ② 懲罰的損害賠償について、法律に規定があるときは、その規定による。
- ③ 本条に定める民事責任の負担方法は、単独で、又は併せて用いることができる。

第180条① 不可抗力により民事上の義務を履行することができない者は、民事責任を負わない。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- ② 不可抗力とは、予見することができず、避けることができず、かつ、克服することができない客観的な事情をいう。

第181条① 正当防衛により損害を加えた者は、民事責任を負わない。

- ② 正当防衛が必要な限度を超えたために生ずべきでない損害を生じさせたときは、正当防衛をした者は、適当な民事責任を負わなければならない。

第182条① 緊急避難により損害を加えたときは、危険の発生を引き起こした者が民事責任を負う。

- ② 危険が自然的原因により生じたときは、緊急避難をした者は民事責任を負わないが、適当な補償をすることを妨げられない。

- ③ 緊急避難をするときにとった方法が不当であり又は必要な限度を超えたた

めに生ずべきでない損害を生じさせたときは、緊急避難をした者は、適当な民事責任を負わなければならない。

第 183 条 他人の民事上の権利利益を保護するために損害を被った者に対して、権利侵害者が民事責任を負うが、受益者が適当な補償をすることを妨げられない。権利侵害者がおらず、権利侵害者が逃走し又は民事責任を負うに足りる資力がない場合において、被害者がその補償を請求したときは、受益者は、適当な補償をしなければならない。

第 184 条 自らの意思で緊急救助行為をすることによって被救助者に損害を生じたときは、救助者は、民事責任を負わない。

第 185 条 英雄烈士等の氏名、肖像、名誉、榮譽を侵害し、社会の公共利益を害した者は、民事責任を負わなければならない。

第 186 条 当事者一方の違約行為によって相手方の人格・身分上の権利利益、財産上の権利利益に損害を生じたときは、被害者は、その選択に従い、その者に対して違約責任又は不法行為責任を負うよう請求することができる。

第 187 条 民事主体が同一の行為により民事責任、行政上の責任及び刑事責任を負わなければならないときは、行政上の責任又は刑事責任を負うことは、民事責任を負うことを妨げない。民事主体の財産をもって支弁するのに足りないときは、優先的に民事責任の負担に充てなければならない。

第九章 訴訟時効

第 188 条① 人民法院に民事上の権利の保護を申し立てるための訴訟時効の期間は、3 年とする。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

② 訴訟時効の期間は、権利者がその権利が侵害を受けたこと及び義務者を知り又は知ることができた日から起算する。法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。ただし、その権利が侵害を受けた日から 20 年を超えたときは、人民法院はそれに保護を与えないが、特段の事情があるときは、人民法院は、権利者の請求により、その延長をすることができる。

第189条 当事者が1つの債務を分割して履行することを約したときは、訴訟時効の期間は、最終回の弁済期が到来した日から起算する。

第190条 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者がその法定代理人に対して有する請求権の訴訟時効の期間は、当該法定代理が消滅した日から起算する。

第191条 未成年者が性的侵害を受けたことによる損害賠償請求権の訴訟時効の期間は、被害者が満18歳に達した日から起算する。

第192条① 訴訟時効の期間が満了したときは、義務者は、義務を履行しない旨の抗弁を提出することができる。

② 訴訟時効の期間の満了後に義務者が履行を承諾したときは、訴訟時効の期間の満了を理由とする抗弁を提出することができない。義務者が自らの意思で履行したときは、その返還を請求することができない。

第193条 人民法院は、自発的に、訴訟時効に関する規定を適用することができない。

第194条① 訴訟時効の期間の満了前6か月以内の間に次に掲げる障害によって請求権を行使することができないときは、訴訟時効は停止する。

一 不可抗力。

二 民事行為無能力者又は制限民事行為能力者に法定代理人がなく、又は法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し若しくは代理権を喪失したこと。

三 相続開始後に相続人又は遺産管理人が定まらないこと。

四 権利者が義務者又はその他の者の支配下に置かれていること。

五 その他の権利者による請求権の行使を妨げる障害。

② 時効の停止を生じさせる原因が消滅した日から6か月に達した時に、訴訟時効の期間は満了する。

第195条 次に掲げるいずれかの事情がある場合には、訴訟時効が中断し、訴訟時効の期間は、中断をした時又は関係手続が終了した時から新たに起算する。

- 一 権利者が義務者に対して履行を請求したこと。
- 二 義務者が義務の履行を承諾したこと。
- 三 権利者が訴えの提起又は仲裁の申立てをしたこと。
- 四 訴えの提起又は仲裁の申立てと同等の効力を有するその他の事情。

第 196 条 次に掲げる請求権について、訴訟時効に関する規定は適用しない。

- 一 侵害の停止、妨害の排除、危険の除去を請求するもの。
- 二 不動産物権及び登記された動産物権の権利者が財産の返還を請求するもの。
- 三 扶養料の支払いを請求するもの。
- 四 法により訴訟時効の適用がないとされるその他の請求権。

第 197 条① 訴訟時効の期間、計算方法並びに停止及び中断の事由は、法律がこれを定め、[これに関する] 当事者間の定めは、無効とする。

② 当事者による訴訟時効の利益の事前放棄は、無効とする。

第 198 条 仲裁 [申立て] の時効を定める法律の規定があるときは、その定めるところによる。その規定がないときは、訴訟時効に関する規定を適用する。

第 199 条 法律又は当事者が取消権、解除権等権利について定めた存続期間は、法律に別段の定めがある場合を除き、権利者がその権利の発生を知り又は知ることができた日から起算することとし、[これについて、] 訴訟時効の停止、中断及び延長に関する規定を適用しない。存続期間が満了したときは、取消権、解除権等権利は消滅する。

第十章 期間の計算

第 200 条 民法にいう期間は、西暦の年、月、日、時間をもって計算する。

第 201 条① 年、月、日をもって期間を計算するときは、開始日当日は算入せず、その翌日から起算する。

② 時間をもって期間を計算するときは、法律が規定し又は当事者が約定した時間から起算する。

第202条 年、月をもって期間を計算する場合において、期間満了月の应当する日を期間の最終日とし、应当する日がないときは、その月の末日を期間の最終日とする。

第203条① 期間の最終日が法定の休日に当たるときは、法定の休日が終了した日の翌日を期間の最終日とする。

② 期間の最終日の締切時間は、24時とする。業務時間があるときは、業務活動を終える時間をもって締切時間とする。

第204条 期間の計算方法は、この法律の規定による。ただし、法律に別段の規定がある場合又は当事者に別段の約定がある場合は除く。

第十一章 附 則

第205条 民法で「以上」「以下」「以内」「満了（到来）」とは、基準となる数を含むものとする。「未満」「超える」「以外」とは、基準となる数を含まないものとする。

第206条 この法律は、2017年10月1日から施行する。

〔解説〕

一 中国民法総則制定の経緯

民法典の制定は、1949年10月1日に中華人民共和国建国以来の長年の宿願である。中国史上初めての近代的民法典（中華国民民法典）は、1929年から1931年までの間に制定・施行されたが、1949年10月1日に、中華人民共和国の建国とともに中国大陸でその効力を失い⁸⁾以後、台湾に限って適用されることとなった。

1950年5月1日、中華人民共和国建国後初めての法律として婚姻法が公布・

8) 「中共中央關於廢除国民党的六法全書与确定解放区的司法原則的指示」（1949年2月22日）。

施行された。その後、1954年から2001年までの間、計4回にわたって、民法典の制定が議題にのぼったものの、いずれも立ち消えになった⁹⁾。近代的民法典を構成する各編の内容は、婚姻法（1981年1月1日施行）、相続法（1985年10月1日施行）、民法通則（1987年1月1日施行）、養子縁組法（1992年4月1日施行）、担保法（1995年10月1日施行）、契約法（1999年10月1日施行）、物権法（2007年10月1日施行）、不法行為責任法（2010年7月1日施行）という単行法の形で、相次いで制定・施行されていった。

2014年10月23日に中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議において採択された「法による国家統治の全面的推進に関する若干の重要な問題についての中共中央の決定」¹⁰⁾は、民法典の編纂を「市場法律制度の建設を強化する」ための重要な施策の一つとして位置付け、これにより、民法典編纂は再び俎上に載せられたのである。中国民法総則の制定はその第一歩とされていた¹¹⁾。民法総則の制定過程を時系列で以下の通りに記しておく¹²⁾。

2015年3月、全人代常務委員会法制工作委员会が推進役となり、最高人民法院、最高人民検察院、國務院法制弁公室、中国社会科学院および中国法学会が参加する民法典編纂作業調整チームが発足。

2015年6月24日、中国法学会民法典編纂プロジェクトチームと中国民法学研究会の編纂にかかる『中華人民共和國民法典・民法総則專家建議稿』（計213か条）が全人代常務委員会法制工作委员会に提出¹³⁾。

9) 「關於『中華人民共和國民法総則（草案）』的說明」（2017年3月15日）、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/09/content_2013899.htm（2017年5月3日アクセス）参照。

10) 「中共中央關於全面推進依法治國若干重要問題的決定」（2014年10月29日）、人民網 <http://cpc.people.com.cn/n/2014/1029/c64387-25927606.html>（2017年3月31日アクセス）参照。

11) 「關於『中華人民共和國民法総則（草案）』的說明」（2016年7月5日）、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2016-07/05/content_1993422.htm（2017年5月3日アクセス）参照。

12) 民法総則（草案）審議の経過については、「民法典編纂時間表与民法総則大事記」（光明日報2017年3月9日）、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2017-03/09/content_2013895.htm（2017年5月3日アクセス）参照。

13) 中国民商法律網 <http://www.civillaw.com.cn/zt/t/?id=30198>（2017年5月3日アクセス）参照。

2016年6月27日、民法総則草案を全人代常務委員会の第1次審議に付し、同年7月5日に民法総則（草案）¹⁴⁾を公表（以下、これを「第1草案」という。計186か条）。

同年10月31日、民法総則草案を全人代常務委員会の第2次審議に付し、同年11月18日に民法総則（草案2次審議稿）を公表（以下、これを「第2草案」という。計202か条）。

同年12月19日、民法総則草案を全人代常務委員会の第3次審議に付し、同年12月27日に民法総則（草案3次審議稿）を公表（以下、これを「第3草案」という。計210か条）。

2017年3月8日、民法総則草案を第12期全人代第5回会議の審議に付し、同月15日に民法総則を採択・公布。

現在の構想では、将来の民法典は、総則編、物権編、契約編、不法行為責任編、婚姻家庭編および相続編の6編から構成されることになる。2018年には、総則編以外の各編を一括して全人代常務委員会の審議に付し、早ければ、2020年にも中国民法典の誕生を見ることができると期待されている¹⁵⁾。

二 民法総則の概要

民法総則は、民法通則をベースにし、そこに定められている諸制度や諸規則を、時代の変化に適応するように取捨選択して受け継ぐとともに、それを補完し、発展させてきたものであり、計11章206か条からなる。

以下において、民法通則の承継、補完と発展、修正と解消、という3つの側面から民法総則の一端を垣間見ることとする¹⁶⁾。

14) 「民法総則（草案）全文」（2016年7月5日）、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/flcazqyj/2016-07/05/content_1993342.htm（2017年5月3日アクセス）参照。

15) 前掲注(9) 文献参照。

16) 中国民法総則の内容を解説する日本語文献として、「小特集 中国における『民法総則』の制定」法律時報89巻5号（2017年）65頁以下、「権威ある解説、中国民法総則草案の八大制度改革」（2017年3月10日）、人民網日本語版 <http://j.people.com.cn/n3/2017/0310/c94474-9188635.html>（2017年5月8日アクセス）等がある。

1 承継

前述のように、民法総則は民法通則をベースにしてできたものであり、民法通則に定められている制度や規則の多くが民法総則に受けつがれた。たとえば、民法通則に定める民法の基本原則のほとんど——権利不可侵の原則（通則5条）、平等の原則（通則3条）、自由意思の原則、公平の原則および信義誠実の原則（通則4条）など——が、民法総則の第1章「基本規定」に受けつがれた（3条～7条）。

2 補完と発展

(1) 公序良俗の原則の明文化(8条、10条) 従来の学説および実務では、民法通則7条に定める「社会の公德」および「社会の公共利益」は「公共の秩序」と「善良の風俗」を定めるものと解するのが一般的である。民法総則の規定は、学説および実務を反映したものといえよう¹⁷⁾

(2) 環境保護義務(9条) 当事者が民事活動を行うに際して資源の節約・生態環境の保護に利する義務を負う旨の規定を新設した。「緑の原則」とも称されているが、人口大国である中国が抱える、人類の生存・発展と限られた資源の有効利用や生態環境の保護、という二律背反的な問題を直視しようとする立法者の姿勢がうかがえる¹⁸⁾

(3) 法源としての「慣習」の承認(10条) 民法通則では、「国の政策」を法律に次ぐ法源として承認しているが(通則6条)、民法総則は、それを改め、慣習を法律に次ぐ法源として認めた。法治国家を目指す証であるといえよう¹⁹⁾

(4) 胎児の権利能力に関する規定の新設(16条) 民法通則に胎児の権利

17) 梁慧星「中国民法総則的制定」(初出:北方法学2017年1期)、中国法学網 <http://www.iolaw.org.cn/showArticle.aspx?id=5111> (2017年5月4日アクセス) 参照。

18) 前掲注(9) 文献参照。

19) 梁慧星「政策是法律的依拠和内容, 法律是政策的規範化——“政策”与“法源”關係辨」(2017年1月3日)、中国法学網 <http://www.iolaw.org.cn/showArticle.aspx?id=5069> (2017年5月4日アクセス) 参照。

能力に関する規定がなく、唯一、相続法 28 条前段に、「遺産分割をするときは、胎児の相続分を留保しなければならない」とする規定があるだけである。胎児に権利能力がないと解されるのが一般的である²⁰⁾ 民法総則は、胎児の権利能力に関する規定（一般主義を採用）を新設し、もって胎児の権利利益の保護を図ることとした。

(5) 監護（後見）制度の充実と改善 監護制度は民法総則の制定過程において注目を集めるテーマの1つである。立法者は、「家族監護を基礎とし、社会監護がそれを補完し、国家監護がセーフティネットとなる」という理念のもと、監護制度の充実と改善を図った²¹⁾ たとえば、①第1章第2節「監護」の冒頭に、父母と子は互いに相手を保護する義務を負う旨の条文（26条）を置き、家族監護が監護の基礎であることを明文で示した²²⁾ ②社会团体が監護人となること（社会監護）を認めた（27条2項3号、28条4号）。家族監護を補完するとともに、国家監護の圧力を緩和する狙いがあるとされる²³⁾ ③家族や社会团体に監護人となる者がいない場合に国（民政部门）を一次的監護人に据えた上、「監護の職務遂行に必要な条件が整っている」ことを条件に本人の住所地にある住民委員会または村民委員会が監護人となることを認める（32条）によって、国家監護がセーフティネットの役割を果たすべきであるという立法者の意志を明確に示した²⁴⁾ ④人口の高齢化に対応するためでもあるが、民法通則において「精神病者」に限られていた被監護人対象者の範囲（同19条ほか²⁵⁾）を「自己の行為を弁識することができないまたは不完全にしか弁識することができない成年者」（24条）広げ、その保護を図ることとした²⁶⁾ ⑤実務に

20) 佟柔主編・前掲注(2) 69頁〔馬俊駒執筆〕、馬俊駒＝余延滿・前掲注(2) 101頁、魏振瀛主編・前掲注(2) 524頁〔李仁玉執筆〕、劉凱湘主編・前掲注(2) 75頁〔劉凱湘執筆〕ほか。これに対して、相続法28条を個別主義を採用して胎児の権利能力を認める規定だと解する少数説がある（王利明主編・前掲注(2) 57頁〔王軼執筆〕）。

21) 前掲注(9) 文献参照。ただ、その内容を改善する余地はなお大きく残っていると指摘されている（梁慧星・前掲注(17) 文献参照）。

22) 前掲注(11) 文献参照。

23) 前掲注(11) 文献参照。

において監護人の選任について確立された「本人の意思の尊重」²⁷⁾の理念をさらに発展させ、監護人の選任（30条、31条2項）においてのみならず、監護職務の遂行（35条2項・3項）などに際しての被監護人意思尊重義務として確立した。⑥実務において監護人の選任について確立された「被監護人に有利の原則」²⁸⁾を発展させ、監護人の選任（31条2項、36条1項）および監護職務の遂行（35条）に際して遵守すべき原則（「被監護人に最有利の原則」）として確立した。⑦民法において初めて任意監護（33条）を認めた²⁹⁾

(6) 個人情報保護規定の新設 個人情報が民事上の権利（人格権）として法律による保護を受けること（111条）を明記し、もって個人の人格的尊厳の保護を図ることとした³⁰⁾

(7) データやネット上のバーチャル財産を民事上の権利として承認 インターネットおよびビッグデータの時代を迎えた現代社会において、データやネット上のバーチャル財産を民事上の権利として承認し、それに法的保護を与える必要性が生まれた。それに対応するための規定が127条である³¹⁾ただ、

24) 第1草案および第2草案は民法通則とほぼ同様に、セーフティネットとしての監護人を「被監護人の住所地にある住民委員会、村民委員会又は民政部門」としていたが、全人大常務委員会による第3草案の審議中に改められた。これについて、「民法総則草案三審、哪些内容影響你我生活？」（新華社2016年12月19日）、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2016-12/20/content_2003991.htm、「民法総則草案第三次提交審議 “權利法” 色彩愈發顯著」（人民法院報2016年12月20日）、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2016-12/20/content_2004166.htm（2017年5月5日アクセス）参照。

25) もっとも、同条に定める「精神病患者」は、すでに司法解釈により、認知症患者を含むものと拡大解釈されている。これについて、最高人民法院「關於貫徹執行『中華人民共和國民法通則』若干問題的意見（試行）」（1988年4月2日）5条ほか参照（以下、「通則意見」という）。

26) 前掲注（11）文献参照。

27) 前掲注（25）通則意見14条1項参照。

28) 前掲注（25）通則意見14条1項参照。

29) 老年人（60歳以上）を対象とする任意監護については、2012年改正の老年人權益保障法がそれを規定した（同法26条1項参照）。

30) この規定は、第2草案に初めて追加されたものである。これについて、「民法総則草案二審稿提交審議 全文由186条補充到202条」（人民法院報2016年11月1日）、中国人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/cwhhy/12jcw/2016-11/01/content_2000339.htm（2017年5月5日アクセス）参照。

同規定は、データやネット上のバーチャル財産を保護するための特別法の制定を促したにすぎない。

(8) 性的侵害を受けた未成年者の権利保護の強化 訴訟時効の期間は通常、「権利者がその権利が侵害を受けたこと及び義務者を知り又は知ることができた日から起算する」(188条2項)が、未成年者が性的侵害を受けたことによる損害賠償請求権の訴訟時効の期間の起算点を「被害者が満18歳に達した日」とし(191条)、性的侵害を受けた未成年者の権利保護の強化を図ることとした³²⁾。

3 修正と解消

(1) 制限民事行為能力とされる未成年者の年齢の下限が10歳以上(通則12条1項)から8歳以上(19条)に引き下げられた³³⁾ その結果、未成年者が単独でまたは法定代理人の同意を得て民事法律行為をする可能性が広げられた。

(2) 普通訴訟時効を2年(通則135条)から3年(188条1項)に伸長するとともに、訴訟時効の適用を受けない場合を明記した(196条)。

(3) 有償契約を念頭に置く「等価有償の原則」³⁴⁾を定める規定(通則4条)を取り込まなかった。

31) 前掲注(9)文献参照。なお、ネット上のバーチャル財産の侵害に関する刑事裁判の事例はすでに紹介されている。陰建峰(中国裁判事例研究会訳)「ネット上のバーチャル財産の刑罰的意義—中国初のQQナンバー窃取・売却事件の犯罪認定に関する分析—」比較法学44巻3号(2011年)92頁。また、中国におけるバーチャル財産の民法的保護に関する議論を考察するものとして、角本和理「いわゆる“仮想財産”の民法的保護に関する一考察(2)」北大法学論集65巻4号(2014年)39頁以下がある。

32) 前掲注(30)文献参照。

33) 第1草案では、「6歳未満」に引き下げられていた(19条)が、全人代による審議中に「8歳未満」に改められた。満6歳の児童は、すでに義務教育を受けるようになっていて、ある程度の学習能力を有するが、認知および弁識能力がなお不十分であり、民事法律行為をする能力を具備するまでには大きく及ばないという意見があったからである。これについて、「第十二届全国人民代表大会法律委員会關於《中華人民共和國民法總則(草案)》審議結果的報告(2017年3月15日)、中國人大網 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-03/15/content_2018917.htm (2017年5月4日アクセス) 参照。

34) 中国政法大学民法教研室編・前掲注(2)26-27頁〔史越・楊振山執筆〕参照。

(4) 民法通則中の社会主義計画経済時代の産物とみられる規定を取り込まなかった。例えば、①「法律に規定がないときは、国の政策を遵守しなければならない」とする規定（通則6条）、②「民事活動は、（中略）国の経済計画を乱してはならないとする規定（通則7条）、③父母の勤務先または本人の勤務先を監護人の指定権者（通則16条2項3号、同17条1項5号）および監護人の引受義務者（通則16条4項、同17条3項）と定める規定³⁵⁾など。

三 民法通則その他の法律との関係

前述の通り、民法総則は、民法通則を補完し、発展させてできたものであるが、民法総則施行後もなお民法通則はその効力を失わない³⁶⁾この状況は、おそらく民法典が施行されるまで続くであろう。1986年に制定された民法通則は民法典（家族法を除く）の骨組みを示すものであり、その内容は、伝統的な民法総則の内容のみならず、家族法を除く民法全般に及んでいるからである。たとえば、所有権や、土地所有権など物権的性質を有する権利に関する規定（通則71条～83条）、債権に関する規定（84条～93条、106条～133条）のほか、知的所有権に関する規定（94条～97条）や国際私法に関する規定（142条～150条）も設けられている。したがって、民法総則施行後、そこに民法通則の規定と異なる規定があるときは、「新法優先の原則」に従い、民法総則の規定が適用されることになる³⁷⁾また、契約法、物権法および不法行為責任法との関係についても同様である³⁸⁾

35) 前掲注(11)文献参照。

36) 前掲注(9)文献参照。

37) 前掲注(9)文献参照。

38) 前掲注(33)文献参照。